

佐倉都市計画地区計画の決定（佐倉市決定）

都市計画ユーカリが丘三丁目地区地区計画を次のように決定する。

平成14年3月26日告示

名 称	ユーカリが丘三丁目地区地区計画	
位 置	佐倉市ユーカリが丘三丁目及び上座宇萱橋の各一部の区域	
面 積	約4.7ha	
区域の整備、開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、京成ユーカリが丘駅の北東に位置し、民間の宅地開発事業によって計画的な住宅地としての土地利用及び都市施設の整備がなされ、良好な住環境が形成されている区域である。 本地区計画は、この良好な住環境の維持及び保全を図ることを目標とする。
その他当該地域の整備、開発及び保全に関する方針		1. 本地区は、一戸建専用住宅を主体とした閑静な住宅地として良好な住環境の維持及び保全を図る。 2. 本地区は、幅員6mの街区道路を主体とした道路網が整備され、街区公園も一体的に配置されているので、これらの機能が損なわれないように維持及び保全を図る。 3. 建築物等の整備にあたっては、既に形成されつつある良質な低層住宅地としての住環境の維持及び保全を目指し、快適でゆとりある住環境の整備を図る。
地 建 区 整 備 計 画	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物を建築してはならない。 ただし、公益上必要なもので市長が認めたものについては、この限りでない。 1. 長屋 2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿
	建築物の敷地面積の最低限度	165m ²
建築物等に 関する事項	建築物の壁面の位置の制限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、次のものを除く。 1. 敷地境界線からの距離が1m未満にある外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの 2. 建築物に附属する別棟の車庫 3. 建築物に附属する別棟の物置で、高さが2.5m以下、かつ、床面積が5m ² 以下のもの
	かき又はさくの構造の制限	道路に面するかき又はさくの構造は、生垣、フェンス又はその併用とする。 ただし、次のものを除く。 1. 宅地地盤面からの高さが0.6m以下の部分 2. 長さの合計が4m以下の門の袖壁 3. 以下の各号を満たすコンクリートブロック等 (1) 宅地地盤面からの高さが1.2m以下 (2) 門の袖壁を含めた長さが道路に面する敷地の長さの2分の1以下又は4m以下 4. 道路境界線から1m以上後退したもの

「区域は計画図表示の通り」

理由：ユーカリが丘三丁目地区の良好な住環境の維持及び保全を図るために地区計画を決定する。

